

令和元年度岩手県観光地点パラメータ調査業務

業務仕様書

令和元年 5 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和元年度岩手県観光地点パラメータ調査業務」（以下「本業務」という。）の委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものです。

## 1 本業務の概要

### (1) 趣旨

観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」（以下「共通基準」という。）及び「観光入込客統計に関する共通基準調査要領」（以下「共通基準調査要領」という。）に基づき観光入込客調査を実施し、他の都道府県と比較可能な観光入込客数及び観光消費額等の実態を把握しようとするものです。

### (2) 業務の名称等

#### ① 業務の名称

令和元年度岩手県観光地点パラメータ調査業務

#### ② 業務内容

ア アンケート調査の設計及び実施

イ 観光動態の分析及び観光統計資料の作成

### (3) 委託期間

委託契約締結の日から令和2年3月19日（木）まで

### (4) 委託料の上限額

7,603千円以内（税込）

## 2 提案に当たっての基本的考え方

共通基準は、各都道府県の「観光入込客数」、「観光消費額単価」、「観光消費額」等を把握するための調査手法や集計方法を示した調査基準であり、観光振興に関する戦略や施策を立案する際の基礎として活用するものです。

参加者は、このことを踏まえ、上記の本業務の趣旨を実現するため、効率的・効果的な企画を提案してください。

### (1) 企画提案書は5部提出してください。

### (2) 企画提案書には次の項目を含めてください。

#### ① 事業実施の考え方

#### ② アンケート調査の設計及び実施

#### ③ 観光動態の分析及び観光統計資料の作成

#### ④ 業務実施体制

### (3) 企画提案書には次の資料も添付してください。

#### ① 本業務の実施に要する費用の内訳を明らかにした費用積算内訳書

※費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

#### ② 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績）

### (4) 提出する企画提案は各者1案までとします。なお、提出提案書は返却しません。

### (5) 提案書提出後の追加、修正は原則認めません。

- (6) 企画提案に当たり、記事、写真、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得てください。
- (7) 企画コンペにおいて提案した企画案の実現が著しく困難となった場合、または企画を大幅に変更せざるを得なくなった場合は、選定を取消す（契約を解除する）ことがあります。

### 3 業務内容

#### (1) アンケート調査の設計及び実施

##### ① 調査様式の作成

共通基準に基づいて調査項目を設定し、調査様式を作成します。調査項目は次のとおりですが、県が必要と認める場合は、項目を追加する場合があります。

|                        |                 |                         |
|------------------------|-----------------|-------------------------|
| 1 居住地                  | 2 性別、年齢         | 3 日帰り・宿泊別<br>(宿泊数、宿泊施設) |
| 4 旅行目的                 | 5 同行者内訳         | 6 観光地点訪問回数              |
| 7 岩手県訪問回数              | 8 他に立ち寄った県内観光地点 | 9 利用交通機関                |
| 10 岩手県の訪問前後に訪れた<br>訪問地 | 11 旅行消費額        | 12 満足度                  |

##### ② 調査日

年4回（原則として次の各四半期に含まれる内の1日以上とし、具体的な日程は別途協議の上、決定します。）

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 第1四半期 | 契約締結日 ～ 令和元年6月30日      |
| 第2四半期 | 令和元年7月1日 ～ 令和元年9月30日   |
| 第3四半期 | 令和元年10月1日 ～ 令和元年12月31日 |
| 第4四半期 | 令和2年1月1日 ～ 令和2年3月19日   |

##### ③ 調査対象

県内観光地点10地点を訪れた観光客

※ 調査地点は県が定める場所とします。ただし3地点は沿岸地域（注）の観光地点とします。

（注）ここでいう沿岸地域とは「洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、住田町、陸前高田市」の13市町村を指します。

##### ④ 調査地点・施設の該当市町村への確認

県は、受託者が円滑に調査実施できるよう調査地点（施設）もしくは所在する市町村の担当部署に調査に係る協力依頼を行うものとします。

##### ⑤ 事前説明

受託者は、アンケート調査を円滑に実施するため、採用したすべての調査員に対して、事前に説明を行うものとします。

##### ⑥ 調査方法

調査員が県の定めた観光地点に出向き、調査様式により面接での聞き取り調査を行うものとします。

調査サンプル数は1回の調査で3,000サンプル程度（同行者を含む）を目標とし、回答者全員に対して調査謝礼品を配布するものとします。

なお、目標サンプル数を大幅に確保できない場合は、県と協議の上、再調査を実施する等の対策を講じるものとします。（謝礼品は100円程度の品とし、県と協議の上、受託者が購入するものとします。）

⑦ 調査管理

本調査の実施にあたっては、次の状況が想定されることから、その状況を回避し合理的に調査を実施できるよう次に掲げる措置を講ずるものとします。

|         |  |
|---------|--|
| 想定される状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天候等の事情により調査員を配置した箇所に観光客がおらず調査員が効率的に稼働できない状況。</li> <li>・ 調査員を配置した箇所に想定よりも多い観光客がおり、効率的に稼働するため調査員の増員が必要となる状況。</li> <li>・ 調査員を管理する者がおらず、調査員が適切に業務実施しているか証明できない状況。</li> </ul>      |
| 措置      | <p>次の措置を講ずること。</p> <p>なお、調査時の写真（画像）は受託者にて撮影し、県に提出するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>調査員を監督する者の配置</p> <p>調査箇所全てに配置し、調査員を合理的に稼働するよう管理するとともに、勤務状況を確認、証明する。</p> </div> |

(2) 観光動態の分析及び観光統計資料の作成

① 観光客アンケート調査結果に係る分析を行うものとします。アンケート項目毎の県全体の単純集計やクロス集計等を行い、観光動態を分析しコメントするものとします。

② 調査地点別に主な周遊パターンを分析しコメントするものとします。

※ これまでの観光統計資料については、次に示すホームページに掲載済みの公表資料を参考としてください。

→ 岩手県観光ポータルサイト「いわての旅」 岩手県観光統計  
<https://iwatetabi.jp/association/statistics.php>

(3) 調査留意事項

調査内容の詳細については、「共通基準」及び「共通基準調査要領」に基づき実施するものとします。

なお、沿岸3地点の調査結果については公益財団法人さんりく基金におけるKPI（観光入込客数、延べ宿泊者数、旅行消費額、来訪者満足度、リピーター率）を把握するデータとしても活用します。

(4) 成果品の納入

① 成果品の納入方法

- ・ 集計結果表データ CD (MS Excel方式)
- ・ 入力データ CD (MS Excel方式)

② 納入先

岩手県商工労働観光部観光課

③ 納入期限

第1四半期 令和元年10月1日 / 第2四半期 令和元年12月27日  
 第3四半期 令和2年3月19日 / 第4四半期 令和2年3月19日

**4 実績報告書**

受託者は、本事業が完了したときは、遅滞なく実績報告書を県に提出してください。

## 5 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはなりません。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、5の(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければなりません。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとします。

② 受託者は、上記①による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければなりません。

### (4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはなりません。契約終了後もまた同様とします。

### (5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければなりません。